

知事公室

秘書課 TEL : 098-866-2080 FAX : 098-860-1453

広報課 TEL : 098-866-2020 FAX : 098-866-2467

基地対策課 TEL : 098-866-2460 FAX : 098-869-8979

辺野古の新基地建設に係る環境アセスの調査で、許可を出さないで下さい。

辺野古の新基地建設に係る環境アセスの調査で、サンゴ類や海藻草類、ウミガメの卵の殻など採取に必要な項目など計九項目について県に許認可申請を行って居るそうですね。

これを早急に許可することはおかしな事と思いますので意見します。

この度の環境アセスのプロセスは、

1. 「沖縄防衛局と審査会事務局だけの協議で事を収めようとしている」と批判されるべき内容
2. 市民参加というアセス制度の民主性をかなぐり捨てている
3. 住民らが意見をいう機会を奪われている

以上の点から、環境アセス法の趣旨に照らすと限りなく黒に近い灰色で、「そもそも沖縄の負担軽減といながらもなぜ県内移設か」、「米軍基地の75パーセントを沖縄に集中させておきながらなお新基地建設は正当か」という問いには到底答えられないと思います。

そもそも、今回の環境アセスのプロセスは、2007年8月の方法書に対して仲井間 弘多 知事は、島袋 吉和 名護市長らとともに、公告縦覧の期間中を通じて受け取りを拒否していました。

その後、県では環境影響評価審査会での審議を諮問し、内容の不備を補うために追加情報を求めて来ました。知事意見では、この方法書や沖縄防衛局の説明では「全くの情報不足」と指摘しました。

2008年1月下旬に沖縄防衛局は「追加資料」を提出しましたが、この資料はアセス法での根拠が無く、法に基づいた公告縦覧や意見の収集がされていません。この内容こそが「本来の方法書」であって、以前のものは「ダミー方法書」と見做すべき内容だとの見解が環境影響評価審査会の総意でした。

県は環境影響評価審査会での審議をへて意見を出したようですが、そもそも公告縦覧されていないままで十分な意見収集は出来たのか、大いに疑問です。これでは審議は正当性を失っていると思います。

「追加資料」の扱いは県の手の中にあっただけなのに、沖縄防衛局の都合に合わせた手続きにしているのを見えます。そして、県は『住民らとこの「追加資料」の取扱いがどうあるべきかを議論する場を設ける』という環境影響評価審査会での約束を果たさぬまま、（この必要性は審査委員も審査会の中で最後に釘をさしました）そして、県はこの約束を果たさぬままに沖縄防衛局との協議を終えて方法書の確定をし、環境アセスの調査が開始に成っています。

琉球新報の関連記事の言葉を借りると「沖縄防衛局は県や審査会の求めに耳を貸す事なくアセスに踏み切ると言われても仕方ない。」というのが全体としての流れです。

このまま環境アセスの調査を許可することは、沖縄防衛局が名護市民や沖縄県民をだまし討ちすることに仲井間 弘多 沖縄県知事と県の各担当部局が共犯者として加担する事に成ると思います。

以上意見し、調査の許可を出さない事を要望します。